

議案第2号

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する 条例について

1 背景

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び令和6年1月19日に公布された地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）の一部が改正されます。

2 改正内容

法及び施行令の一部改正に伴い、港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（以下「条例」といいます。）で引用している法及び施行令の条項番号を変更するため、条例の一部を改正します。

なお、引用している法及び施行令の条文の内容に変更はありません。

3 施行期日

令和6年4月1日

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、区長、委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。）の区に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第二条 区長等は、当該区長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条の四第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、当該区長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、区長、委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。）の区に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第二条 区長等は、当該区長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、当該区長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(後略)</p>